

議案第3号

北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例及び北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例及び北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、現下の厳しい市の財政状況に鑑み、市長、副市長、教育長及び統括参事の給料及び期末手当を減額するため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例及び北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

(北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部改正)

第1条 北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例(令和2年北名古屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例の一部改正)

第2条 北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例(令和2年北名古屋市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。